(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条の規定に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項の実施のため、厚木市職員の厚生制度に関する条例(昭和48年厚木市条例第4号)第1条の規定により設置された厚木市職員厚生会(以下「厚生会」という。)に対し、厚木市職員厚生会交付金(以下「交付金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の使途範囲)

- 第2条 厚生会は、次に掲げる助成金に充てる経費以外に交付金を使用して はならない。
 - (1) 人間ドック助成金
 - (2) 健康管理助成金(予防接種に係るものに限る。)

(交付の申請)

- 第3条 厚生会は、交付金の交付を受けようとするときは、申請書に次に掲 げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業方針及び事業計画書
 - (2) 一般会計歳入歳出予算書
 - (3) 特別会計歳入歳出予算書

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、交付金の交付の可否を決定した上、その結果を厚生会に通知するものとする。

(交付時期)

第5条 交付時期は、6月、9月、12月とする。ただし、当該年度の収支状況によっては、交付時期を変更することができるものとする。

(報告書の提出)

- 第6条 厚生会は、交付金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業実績報告書
 - (2) 一般会計歳入歳出決算書
 - (3) 特別会計歳入歳出決算書

附則

- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年6月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。